

保育士等就職応援資金貸付に関する手続一覧

事 項	提 出 書 類	様式
資金の貸付を受けようとする時 ※決定する前は「貸付決定を受けた時」以降の書類は提出しないでください ※勤務開始から3ヶ月以内を目安に提出してください	<input type="checkbox"/> 保育士等就職応援資金貸与申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページから様式をダウンロードする場合は、両面印刷してください ・連帯保証人は別生計の成年者をたててください (例：同居の父母・配偶者等は不可) ・申請者の印鑑は認め印可。連帯保証人は印鑑登録証明書と同じ印を押してください 	第1号
	<input type="checkbox"/> 保育士証または幼稚園教諭の免許状（写） <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭免許状の更新講習受講者は、修了確認期限が記載された書類を添付してください。 	—
	<input type="checkbox"/> 雇用契約書もしくは辞令等 <ul style="list-style-type: none"> ・掛川市内の保育所等の勤務先、1日当たりの勤務時間、1月当たりの勤務日数が確認できる書類 ・勤務先、勤務時間、勤務日数が確認できる書類がない場合は、雇用証明書を提出してください 	—
	<input type="checkbox"/> 現職場に勤務する以前1年間の勤務状況がわかる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・前勤務先の退職年月日が確認できる書類 例：在職証明書等 ・養成学校等卒業後、直ちに就労した場合は卒業証書の写し等 	第10号
	<input type="checkbox"/> 申請者の戸籍抄本（発行後3ヶ月以内のもの）	—
	<input type="checkbox"/> 申請者の住民票抄本（発行後3ヶ月以内のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・本籍地、世帯主氏名、続柄の記載のあるもので、マイナンバーの記載のないもの ・申請書に記入した現住所のもの 	—
	<input type="checkbox"/> 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	—

事 項	提 出 書 類	様式
貸与決定を受けた時	<input type="checkbox"/> 借用証書 • 被貸与者は、貸与申請書と同じ印、連帯保証人は印鑑登録証明書と同じ印を押印してください • 収入印紙 400 円分を貼付し、印紙に割印を押印してください <input type="checkbox"/> 請求書 • 通帳（口座名義人、金融機関名等が確認できるページ）の写しを添付	第4号 第11号
就労から2年経過後	<input type="checkbox"/> 保育士等就職応援資金返還免除申請書 <input type="checkbox"/> 雇用証明書	第6号 第10号
住所または氏名を変更した時	<input type="checkbox"/> 氏名等変更届出書 • 転居の場合は、住民票抄本を添付（発行後3ヶ月以内で、マイナンバーの記載のないもの） • 氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付（発行後3ヶ月以内のもの）	第7号
休職、退職、掛川市外の保育所等へ転職した時	<input type="checkbox"/> 休職等事由届出書 • 事実を確認できる書類を添付	第8号
休職後、復職した時	<input type="checkbox"/> 休職等事由届出書 • 事実を確認できる書類を添付	第8号
免除対象の施設等を変更した時	<input type="checkbox"/> 前勤務先の退職年月日が確認できる書類 • 例：在職証明書等 <input type="checkbox"/> 現勤務先の雇用契約書もしくは辞令等 • 掛川市内の保育所等の勤務先、1日当たりの勤務時間、1月当たりの勤務日数が確認できる書類 • 勤務先、勤務時間、勤務日数が確認できる書類がない場合は、雇用証明書を提出してください	— — 第10号

事 項	提 出 書 類	様 式
災害・疾病・出産その他やむを得ない事由により返還の履行猶予を希望する時	<input type="checkbox"/> 保育士等就職応援資金返還猶予申請書 • 事実を確認できる書類を添付	第5号
業務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき	<input type="checkbox"/> 保育士等就職応援資金返還免除申請書 • 事実を証明する書類を添付	第6号
被貸与者が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 死亡届出書 • 事実を証明する書類を添付 例：消除された住民票 死亡日が記載された戸籍抄本等	第9号
連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	<input type="checkbox"/> 氏名等変更届出書 • 住所または氏名等が変更された後の印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	第7号
連帯保証人を変更したい時	<input type="checkbox"/> 氏名等変更届出書 • 印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの)	第7号

※貸与中に住所や氏名を変更した場合は、すみやかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、市こども政策課まで連絡してください。